

役員等報酬規程

社会福祉法人はーとわーく

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人はーとわーく（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 法人の役員等の報酬については、支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任等を受け、下記の法人業務を行う場合は、次のとおり費用を弁償する。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

区 域	市 内	市 外	県 外	備 考
金 額	2,000円	3,000円	5,000円	

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

区 域	市 内	市 外	備 考
金 額	2,000円	3,000円	

(3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

区 域	市 内	市 外	備 考
金 額	2,000円	3,000円	

2 前項の規定にかかわらず、管理者等の事業所職員である者が出席した場合は、支給しないものとする。

3 交通費の実費が、第 1 項で定める金額を超える場合は、その差額を加算して支給するものとする。

(改 廃)

第 4 条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(附 則)

1 この規則は平成 28 年 11 月 30 日の評議員会で議決し、平成 29 年 1 月 1 日より施行する。